

## 『5号優遇』のご案内

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するため、中野区産業経済融資の一部資金について、「5号優遇」を実施します。

### 優遇の内容

| 対象の資金    | 資金使途  | 本人負担率      | 利子補給率 |
|----------|-------|------------|-------|
| 経営安定支援資金 | 運転・設備 | <b>無利子</b> | 1.8%  |

### ご利用条件

- ① 経営安定支援資金の利用要件を満たすこと。
- ② セーフティネット保証5号に係る区市町村長の認定を受けていること。

### 手続きの流れ

「中野区産業経済融資」のその他の融資（災害特別資金・経営安定支援資金）の手続きの流れと同様です。詳細は、「2023年度 中野区産業経済融資のご案内」の「8. 手続きの流れ」の「一般融資」及び「その他の融資」手続きの流れ（9ページ）をご覧ください。

### 申込みに必要な書類

中野区産業経済融資の申込書類一式

※「2023年度 中野区産業経済融資のご案内」の「9. 申込書類」の「共通」欄及び「災害特別資金・経営安定支援資金」欄（12ページ）をご覧ください。

### 受付期間

令和5年4月3日（月）～ 令和6年3月29日（金）

#### 【問合せ先】

中野区産業振興センター2階 融資受付窓口  
〒164-0001 東京都中野区中野2-13-14  
電話：03-3380-6947